

豊田市農業委員会議事録

令和3年7月26日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年7月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室3に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第46号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第48号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

—————	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番 石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番 杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番 水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番 加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番 浅見富士男	17番	林 如実	—————	
19番 横条 鈞				

< 欠席委員 > (2名)

1番 鈴木喜一郎	18番 杉田 雅子
----------	-----------

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	副主幹 山岡 雅史	主査 鈴木 彩
主査 伊藤 寿信	主査 白川 佳宏	主事 生田 卓哉

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をしてください。

事務局： 本日の欠席委員は、1番、鈴木喜一郎委員、18番、杉田雅子委員、以上、2名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

6番、近藤和人委員、8番、土方和子委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第43号から第49号までの審議案件7件とその他、報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

52番、若草町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

53番、若草町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

54番、若草町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

55番、市木町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

56番、広美町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

57番、舞木町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

58番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

59番、大内町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

60番、久木町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

61番、黒田町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第43号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第43号は承認決定されました。
令和3年議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。
事 務 局： 令和3年議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

18番、御幸町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に新上挙母駅が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

19番、竜神町の件、農家住宅です。第2種農地です。判断基準は、土橋駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 特に問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、20番、高岡町の件、太陽光発電施設です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第44号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第44号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

153番、秋葉町の件、駐車場（一時転用）です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、154番、元宮町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、155番、元宮町の件、農業用倉庫です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、156番、御幸町の件、車両置場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に新上挙母駅が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

157番、大見町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。なお、以降同

基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、158番、御立町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、159番、大見町の件、現場作業事務所・倉庫・駐車場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、160番、平井町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 4件とも特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、161番、配津町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 許可相当であると考えております。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、162番、幸町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、163番、幸町の件については取下げです。

続きまして、164番、上郷町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、165番、和会町の件、自動車整備場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、166番、広美町の件、店舗です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、167番、和会町の件、粘土採取・残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

為井委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、168番、宝町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、169番、吉原町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断

基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、170番、高町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、171番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、172番、御船町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、173番、高町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請ナンバー170から173の4件、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、174番、力石町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、175番、中金町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判

断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、176番、桂野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第45号で上程されました23件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第45号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第46号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年令和3年議案第46号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

9番 平井町の件、変更内容は事業目的変更及び事業区域の変更です。

本件、平成5年3月25日付、農地法第5条許可を転用目的、共同住宅（社宅）で得ました。しかしながら、業績悪化に伴い建築費用捻出が困難となり、今日まで隣地を含め一体で、当時の転用目的とは異なる資材置場として利用してきました。

今般、当初の転用目的の共同住宅（社宅）から資材置場に事業目的を変更するとともに、当初許可申請区域から事業区域面積を拡大する計画に変更し、是正を図るものです。

なお、隣地である118番3については未許可のため、同時申請で農地法第5条許可申請書を提出しており、既に議案として上程済みです。

よろしくをお願いします。

築山委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第46号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第46号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第47号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第47号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

7番、曙町の件、主たる従事者の故障のためです。

担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきましては、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第47号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第47号は承認決定されました。

令和3年議案第48号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第48号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

7番、永覚新町の件。

担当推進委員の深津委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

8番、住吉町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

9番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

10番、貝津町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第48号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第48号は承認決定されました。

令和3年議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、御審議いただくのは、利用権のうち令和3年8月1日から貸借期間が

開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第49号資料①は、利用権の総括表になります。議案第49号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第49号資料①の総括表で御説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年8月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、26筆、3万6,034平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第49号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第49号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案の15ページと、それから、当日配付資料の3ページと4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続きまして、議案の16ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理についてでございます。

75番、和会町の案件から、19ページを御覧ください、88番、前林町の案件までの14件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続きまして、20ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認についてです。

6番、羽布町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続きまして、議案の21ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理についてでございます。

36番、四郷町の倉庫及びカーポートの案件から、22ページ、40番、永覚新町1丁目の自己用住宅の件までの5件につきまして、いずれも市街化区域内農地の転用につきまして、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続きまして、議案の23ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてでございます。

99番、榊塚西町、自己用住宅の案件から、28ページの120番、岩倉町の自己用住宅の案件までの22件につきまして、いずれも市街化区域内農地の転用につきまして、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時24分)

議事録署名者

印

印